

子どもの就学

小学校への就学

就学時健康診断

翌年4月に入学する子どもを対象に、各学校で10月末～11月に健康診断を行います。学校医による健康診断（内科・耳鼻科・眼科・歯科）・視力検査等のほか、学校生活への不安や心配ごとの相談（希望者）も受けられます。詳しくは、10月に郵送する就学時健康診断通知書をご覧ください。

入学の流れ

小学校へ入学する子どもには、入学する前年の12月に入学通知書をお送りします。入学説明会は1月末～2月に各学校で行い、詳細は市報に掲載します。入学式は4月上旬です。

就学に際しての質問一覧

- Q 就学時健康診断日に都合が悪くて受けられない場合はどうしたらいいですか。
 A 事前に学務課へ連絡してください。他の小学校で受診することもできます。
- Q 国立・都立・私立の学校に入学する予定ですが、手続きはありますか。
 A 入学許可証などを学校から受け取りましたら、裏面に住所・電話番号・保護者名・子どもの生年月日を記入して学務課へ提出してください。
- Q 通学する学校を選ぶことはできますか。
 A 通学区域が定められているので、選ぶことはできませんが、学級編制等学校の運営に支障がない場合、一定の条件のもと指定校を変更できる可能性があります（手続きが必要です。）。
- Q 外国籍でも入学できますか。
 A できます。9月末までに住民登録をしている方には、就学時健康診断のお知らせと外国人就学届を同封してお送りしますので、学務課へ提出してください。10月以降に転入した方は学務課へ連絡してください。
- Q 入学前に引っ越しをする予定ですが、手続きはありますか。
 A 手続きは状況により異なりますので、引っ越しが決まりしだい、学務課へ連絡してください。

（お問い合わせ）学務課 ☎042-312-8655

就学前に気になることなどの相談窓口

教育委員会学校指導課 教育相談室	教育相談…臨床心理士などの教育相談員による相談 ことばや聴こえの相談…言語聴覚士などによる相談・訓練・助言 就学相談…小学校入学および中学校入学を前にしたさまざまな相談	☎042-573-4376 ※火～土 10:00～16:30 【相談場所】ひかりプラザ内3階 教育相談室（光町1-46-8） 相談申込は4月～7月に市ホームページ（ページ番号：1023312）から電子申請
東京都教育相談センター 電話相談	幼児から高校生年齢段階までの子どもを対象とする①教育相談一般②高校進級・進路・入学相談（来所相談は予約制→立川・北新宿）	①☎0120-53-8288 ※24時間受付 ②☎03-3360-4175 ※平日 9:00～21:00 ※土・日、祝日 9:00～17:00 （閉庁日、年末年始を除く）
都立八王子盲学校 （視覚障害総合支援センター）	視覚（視力・視野・色覚等）に不安のある方の相談。0歳からの相談に応じます。	☎042-623-3278
都立立川学園	幼児から高校生の聴力測定やきこえに関する相談	☎042-523-1359 FAX 042-523-6421

就学援助制度

経済的理由によって、就学困難な子どもの保護者に対し、学用品費や学校給食費などの支給をしています。詳細と申請書は、4月に国分寺市立学校や学務課で配布しますので、援助を希望される方は申請をしてください。

年度途中で申請し、認定された場合、申請月からの支給となります。

小学校情報一覧

特別支援教室や固定学級は、障害があったり、さまざまな理由で集団に入るのが苦手だったり、友だちとうまく関われない子どもたちが、よりいきいきと学校生活が送れるようにと設置されています。

各小学校情報			特別支援教室	固定学級
第一小学校	東元町2-1-20	☎042-322-0041	さくら(拠点校)	
第二小学校	光町3-1	☎042-572-8192	たんぼぼ(巡回校)	わかば
第三小学校	東恋ヶ窪2-13	☎042-322-0043	こすもす(巡回校)	
第四小学校	西元町1-8-1	☎042-322-0044	さくら(巡回校)	双葉・さつき
第五小学校	日吉町1-30	☎042-322-0045	せんだん(拠点校)	
第六小学校	並木町2-1	☎042-322-0046	たんぼぼ(巡回校)	
第七小学校	本多1-2-1	☎042-322-0047	こすもす(拠点校)	けやき
第八小学校	西町5-18	☎042-573-2241	たんぼぼ(拠点校)	
第九小学校	西恋ヶ窪4-12-6	☎042-322-0049	せんだん(巡回校)	
第十小学校	戸倉3-5	☎042-324-9710	せんだん(巡回校)	

放課後子どもプラン

協働活動サポーター、協働活動支援員の見守りや地域の方々の協力のもと、校庭、体育館で自由に遊べる「遊びの場」、教室で学習等を行う「学びの場」、様々な体験を行い、地域の方々と交流する「体験・交流の場」に分かれて実施しています。開催日時は各学校により異なります。

詳しくは社会教育課(☎042-312-8654)へ



学童保育所

公設学童保育所

(お問い合わせ) 子ども子育て支援課 ☎042-325-0111

市内在住で保護者の労働または疾病などで、日常的に放課後の保育が受けられない児童を預かる施設です。小学1年～3年生(障害児は、小学1年～中学3年生)までの児童が対象です。

通学区域	学童保育所名	所在地	電話番号
第一小学校	第一東元町学童保育所	東元町2-1-20 (一小内)	☎042-323-6651
	第二東元町学童保育所		
第二小学校	第一光町学童保育所	光町3-13-19 (ひかり児童館内)	☎042-576-2581
	第二光町学童保育所		☎042-575-2426
	第三光町学童保育所	光町3-1-1 (二小内)	☎042-572-2677
	第四光町学童保育所		
第三小学校	第一東恋ヶ窪学童保育所	東恋ヶ窪2-13 (三小内)	☎042-323-3822
	第二東恋ヶ窪学童保育所		
	第三東恋ヶ窪児童保育所(※1)		
第四小学校	第一泉町学童保育所	泉町3-29-14 (いずみ児童館内)	☎042-322-8849
	第二泉町学童保育所		
	第三泉町学童保育所	泉町2-13-19	☎042-328-5066
第五小学校	第一日吉町学童保育所	日吉町1-30-1 (五小内)	☎042-324-8100
	第二日吉町学童保育所		☎042-327-1200
	第三日吉町学童保育所		
第六小学校	第一新町学童保育所	新町1-7-2 (しんまち児童館内)	☎042-324-7489
	第二新町学童保育所		
第七小学校	第一本多学童保育所	本多1-7-1 (本多児童館内)	☎042-322-1140
	第二本多学童保育所	本多1-2-1 (七小内)	☎042-322-7333
	第三本多学童保育所		
第八小学校	西町学童保育所	西町5-18-5 (八小内)	☎042-575-6662
第九小学校	西恋ヶ窪学童保育所	西恋ヶ窪4-12-6 (九小内)	☎042-324-7497
第十小学校	第一戸倉学童保育所(※2)	戸倉3-5 (十小内)	☎042-324-9700
	第二戸倉学童保育所(※1)		

※1 令和7年4月1日開所予定。

※2 令和7年4月1日名称変更予定。(戸倉学童保育所→第一戸倉学童保育所)

民設民営学童保育所

申込みは、各施設となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

※一部施設では、小学4年生までの受け入れを試行実施しています。

学童保育所名	所在地	電話番号
学童保育所かがやき	東恋ヶ窪2-17-2	☎042-316-8880
colors西元町学童保育所	西元町2-13-17 ヴィレッジ国分寺1階	☎042-349-6434
国分寺駅北口 和みっこクラブ	本町3-7-29 タタミノイエ1階	☎042-312-2075
キッズクラブ戸倉	戸倉4-7-45	☎042-313-9778
ふじSUNクラブ	富士本3-1-15	☎042-505-8712
ウィズダムアカデミー国分寺校	東恋ヶ窪1-280-4 ザ・パークハウス国分寺四季の森F棟	☎042-203-2447
キッズクラブ泉町	泉町2-9-3 ハートフルビル西晴1階	☎042-329-1160
キッズクラブ泉町第2	泉町3-33-2 西晴ビル1-北号室	☎042-312-2699
学童保育じゃんぶ 東元町クラブ	東元町2-11-20 メゾンコスモス101	☎042-312-0824
学童保育じゃんぶ 東戸倉クラブ	東戸倉2-10-20 ヒルズガーデン恋ヶ窪A	☎042-312-0680
キッズクラブ・東元町	東元町2-13-14 ドミセフィールII 1階	☎042-401-0771
学童保育じゃんぶ 本町クラブ	本町2-8-6 大澤ビル2階	☎042-349-6306

経済的支援

※申請先の電話番号が無記入のところは、全て国分寺市役所の代表番号 ☎042-325-0111です。

妊娠期

助成事業名	対象/内容	申請先
母子健康診査 受診費助成	都外の医療機関や助産所で妊婦健康診査受診票や新生児聴覚検査受診票等を使わずに、自己負担で妊婦健診や新生児聴覚検査を受診した場合、一定範囲内で後日助成金の交付を受けることができます。 ※受診の領収書や明細書、未使用の受診票などが必要。	子育て相談室 ☎042-321-1801
妊娠高血圧症候群等の 医療費助成	所得又は入院見込期間の要件を満たす方が妊娠中の病気(妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・糖尿病・貧血・産科出血・心疾患)で入院した時、医療費の自己負担額を助成します。	東京都福祉局子供・ 子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎03-5320-4375
入院助産	入院して出産する必要があるのに、経済的理由によって費用が払えない方に対し、出産費用を援助する制度です。出産する場所を決める前の早い時期に1度ご相談ください。申請は出産予定日の4か月前から受け付け。	生活福祉課
保健指導票	生活保護世帯または市民税非課税世帯の妊産婦や乳幼児に対し、診察・検査などの保健指導が都内指定医療機関において公費で受けられる保健指導票を交付します。	子育て相談室 ☎042-321-1801

出産/育児

助成事業名	対象/内容	申請先
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下の未熟児や、生活力の特に弱い新生児が、指定医療機関において入院治療が必要な場合、医療費の一部を給付します(1歳未満)。※所得に応じて自己負担あり。	子育て相談室 ☎042-321-1801
児童手当 [出生日月末までに 申請(※)]	0歳から高校生年代(18歳の3月31日)までの子どもひとりにつき、月額10,000円～30,000円を支給します。 ※所得制限なし。 [(※)月末近くに出生の場合は15日以内に申請]	子ども子育て 支援課
乳幼児医療費助成 [生後90日以内に申請]	0歳から小学校就学前までの乳幼児の医療費(保険診療の自己負担額)を助成します。 ※所得制限なし。 ※食事療養標準負担額は除く。	
義務教育就学児 医療費助成	義務教育就学児(小学1年生から中学3年生)の医療費(保険診療の自己負担額)の一部を助成します(通院1回につき200円まで自己負担。調剤・訪問看護・入院時は自己負担なし)。 ※所得制限なし。 ※食事療養標準負担額は除く。	
高校生等医療費助成	高等学校の就学期(15歳の4月1日から18歳の3月31日。高校在学中か否かを問いません)にある方の医療費(保険診療の自己負担額)の一部を助成します(通院1回につき200円まで自己負担。調剤・訪問看護・入院時は自己負担なし)。 ※所得制限なし。 ※食事療養標準負担額は除く。	
出産育児一時金 ※国民健康保険 の場合	被保険者が出産したときに、支給されます。 一時金額50万円 通常は、市が一時金を直接病院などに支払う形になるため、市役所での届け出は不要。一時金に差額が出るときや事後に加入者が受取るときは、手続きが必要です。 ※他に出産費用を貸し付ける制度もあります。	保険年金課
産前産後期間の軽減の届出 ・国民年金保険料免除 (第1号被保険者の場合) ・国民健康保険税の減額	出産(予定)月の前月から4か月間(多胎は、出産(予定)月の3か月前から6か月間)が対象。国民年金保険料:免除となり、納付したものととして将来の老齢基礎年金の受給額に反映。 国民健康保険税:上記期間相当分が減額。	子育て相談室 ☎042-321-1801
多胎児家庭 移動支援事業	ふたご・みつごなど多胎児を子育て中のご家庭が母子保健事業等を利用する際にタクシーを利用された場合、タクシー代(移動費)を助成します。※タクシー運賃等の領収書(写しは不可)が必要。	

慢性疾患の子どもを対象に

助成事業名	対象/内容	申請先
小児慢性特定疾病 医療費助成	18歳未満で、小児慢性特定疾病にかかっている方の医療費の一部を助成します。 ※所得に応じて自己負担あり。 対象疾患群…………… 慢性心疾患、膠原病、慢性腎疾患、血液疾患、免疫疾患、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、悪性新生物、慢性呼吸器疾患、慢性消化器疾患、神経・筋疾患、皮膚疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、骨系統疾患、脈管系疾患など	子ども子育て 支援課
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満で、身体に障害または疾患があり、治療を行わないと将来障害を残すと認められる児童が、手術などにより確実な治療効果が期待できる場合に、保険診療の一部を助成します。 ※世帯の住民税額が一定額未満又は障害が重度かつ継続の方。	子ども子育て 支援課
大気汚染 医療費助成	都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する方で、対象疾病にかかっている方の医療費の一部を助成します。 対象疾病…………… 気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ(新規申請は18歳未満のみ)	健康推進課

障害がある子どもを対象に

助成事業名	対象/内容	申請先
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に障害がある児童(愛の手帳1度から3度程度または身体障害者手帳1級から3級程度)を養育している父母または養育者に支給します。手当の額は、障害の程度(1級・2級)により異なります。※所得制限あり。	子ども子育て 支援課
児童育成手当 (障害手当)	20歳未満で次のいずれかの障害に該当する児童を養育している父母または養育者に支給します。 ①知的障害で愛の手帳1度から3度程度の児童 ②身体障害で身体障害者手帳1級または2級程度の児童 ③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童 ※所得制限あり。	
心身障害児童福祉手当	20歳未満で心身に障害のある児童(愛の手帳1度から4度または身体障害者手帳1級から4級)を養育している父母または養育者に支給します。 ※ただし、児童育成手当(障害手当)受給者を除く。	
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に支給します。※所得制限あり。	障害福祉課
重度心身障害者手当	重度の知的障害で著しい精神症状などのために常時複雑な介護を必要とする児童、重度の知的障害と身体障害が重複している児童及び重度の肢体不自由であって両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な児童に支給します。 ※所得制限あり。	
心身障害者(児) 医療費助成	身体障害者手帳1・2級(内部障害3級の方も含む)、愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級の児童に対し、保険診療の自己負担金の一部を助成します。※所得制限あり。	
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患を理由として通院医療を受ける場合において、その医療費の一部を助成します。 ※所得に応じて月額上限負担額が異なります。	
小児精神障害者 入院医療費助成	精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の方に、健康保険が適用される入院医療費について高額療養費の支給を受けた上での自己負担額を助成します。 食事療養費(標準負担額相当)は自己負担です。	

ひとり親家庭を対象に

助成事業名	対象/内容	申請先
児童扶養手当	父母が離婚、または父母のどちらかが死亡、生死不明、重度の障害者などで18歳年度末まで(または中度以上の障害がある20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭などに手当を支給します。 ※所得制限あり。	子ども子育て支援課
児童育成手当(育成手当)	父母が離婚、または父母のどちらかが死亡、生死不明、重度の障害者などで18歳年度末までの児童を養育しているひとり親家庭などに手当を支給します。※所得制限あり。	
ひとり親家庭等医療費助成	父母が離婚、または父母のどちらかが死亡、生死不明、重度の障害者などで18歳年度末まで(または中度以上の障害がある20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭などに対し、保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。※所得制限あり。	
母子及び父子福祉資金貸付	20歳未満の子どもを扶養している方へ、技能習得・生活・転宅・修学・就学支度などの資金をお貸しします。貸し付け内容で要件が異なります。申し込みには連帯保証人が必要な場合があります。審査あり。	生活福祉課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	20歳未満のお子さんを扶養している方が、就業につながる能力開発のために受講した、教育訓練講座の受講料の一部を助成します。講座の指定や給付に当たっては審査あり。※自立に向けた計画策定が必須	
母子家庭等高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金	20歳未満のお子さんを扶養している方が、就職に有利な資格を取得するために養成機関において修業している場合、一定期間について経済的支援を行います。修業を修了した場合、一時金を支給します。受給要件があります。給付に当たっては審査あり。	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親またはその世帯の子を対象とし、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を指定し、その講座の受講を開始したとき、受講を修了したとき、試験の全科目に合格したときに、給付金を支給します。給付に当たっては審査あり。 ※自立に向けた計画策定が必須。	生活福祉課 国分寺市 社会福祉協議会 自立生活サポート センターこくぶんじ ☎042-324-8401
ひとり親家庭住宅支援金貸付	児童扶養手当を受給中の方またはその対象となる所得水準にあるひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方が、母子父子自立支援プログラムの策定を受け、就職やより高い所得が見込まれる転職等を目指す場合に住宅費をお貸しします(条件を満たした場合、返済免除あり)。審査あり。	

就学前の子どもを対象に

助成事業名	対象/内容	申請先
私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園などに入園している満3歳～5歳児クラスの保護者に補助金を交付します。※住民税額などにより交付額を決定します。	保育幼稚園課
認証保育所等保護者助成制度	認証保育所等に入所している児童(一時保育を除く)の保護者に、利用している施設、年齢や課税状況に応じた助成金を交付します。詳細は市ホームページ(ページ番号:1030808)をご確認ください。	
幼児養育費補助金	幼児教育・保育の無償化の対象外で、3～5歳の、市が認める保育サービスの利用者を対象に、補助金を支給します。 詳細はお問い合わせください。	

その他の経済的支援

助成事業名	対象/内容	申請先
生活福祉資金貸付	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、具体的な利用目的に対し資金の貸し付けおよび相談支援を行います。※審査の結果により、貸し付けできない場合もあります。	国分寺市 社会福祉協議会 自立生活サポート センターこくぶんじ ☎042-324-8401
受験生チャレンジ支援貸付事業	低所得世帯の中学3年生、高校3年生等を対象に塾費用や受験料の貸し付けを行います(入学し、一定の条件を満たした場合返済免除あり)。※審査の結果により、貸し付けできない場合もあります。	

子育てに悩んだら

子育てや家庭での悩みについて

いずみ保健センターへの相談

出産前後のお母さんの体のこと、赤ちゃんの発達や健康のこと、子育ての悩みなど、専門職が相談に応じます。

〔住所〕 泉町2-3-8 いずみプラザ

〔電話〕 ☎042-321-1801

〔開館時間〕 平日 8:30～17:00(祝日、年末年始除く。)

●保健・栄養・歯科相談

保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、電話、面接、訪問による相談をお受けします。
※まずはお電話ください。

●子育て世代包括支援センター事業

住み慣れた地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師など専門職がご相談を伺います。また、相談内容に応じて必要な情報提供や関係機関をご紹介します。

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/kodomo/shussan/1020836.html>



こころの体温計

携帯電話やパソコンから、気軽に産後の女性のこころの状態をチェックできる「赤ちゃんママモード」があります。

<https://fishbowlindex.jp/kokubunji/>



子育て全般の相談

市内に住む18歳未満の子ども自身、その保護者、子育てに関わる全ての方からの相談に応じています。

●総合相談「かるがも相談」

子育てに関わる全ての方からの相談をお受けします。※まずはお電話ください。

●児童虐待相談

子育て相談室は、児童虐待通告先になっています。心配な家庭があるなど気づいたことがあれば、ご連絡ください。



子育て応援パートナー事業(国分寺市子ども・子育て利用者支援事業)

子育て応援パートナーが、子育てに関する生活の中の「困った」、「誰かに話したい」といったことを聴き、それぞれのニーズに合った地域の子育て支援サービス・機関などの情報提供や支援をスムーズに利用できるようにお手伝いします。



こころがつらくなったときなどの相談場所

●多摩総合精神保健福祉センター

こころの電話相談

☎042-371-5560(平日 9:00～17:00 祝日、年末年始除く。)

●夜間こころの電話相談

☎03-5155-5028(17:00～22:00 受付は21:30まで。)

子どもの発達の悩みにについて

児童発達支援センターつくしんぼ

18歳未満の心身の発達に心配がある、または発達に遅れがある子どもとその保護者を対象に、子どもの発達や子育てに関する支援を行います。

●心理相談

生活面（食事、睡眠等）、運動面、遊び、言葉等、子どもの発達や成長に関する相談について、心理士・保健師による面談が受けられます。

●専門相談

医療、言語、運動機能、摂食などに対して、医師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、歯科医師などの専門職による相談が受けられます。

●親子遊びの教室・グループ活動

0歳～就学前の運動発達や言葉の発達がゆっくりな子ども、集団活動が苦手な子どもを対象とした親子の遊びの教室と親子分離のグループ活動があります。心理相談で、子どもの様子を把握し、保護者と相談しながら、グループを決めます。

●訪問支援事業

子どもが集団生活に適応し楽しく過ごせるよう、職員が子どもの在籍園や在籍校等を訪問し、担任の先生等と子どもに対する関わり方や環境設定の仕方等を一緒に検討します。

●児童発達支援事業（障害児通所支援：児童福祉法）

〔週5日クラス〕

発達上、支援の必要がある幼児を対象に、子どもの発達や健康状態に応じた個別支援計画を作成し、整った環境の中で集団での活動や遊びを通じ、様々な発達支援の技法を用いて社会生活の基礎となる力を育てる療育を行います。

〔週1日クラス〕

保育園や幼稚園に通っている子どもが在籍園と並行して通える、週1日のプログラムです。アセスメントを踏まえ、一人一人に合わせた個別支援計画を作成し、整った環境の中で様々な発達支援の技法を用いて療育を行います。

※週5日・週1日共に事業の利用に当たっては障害福祉課が発行する通所受給者証が必要です。

※3歳児未満は所得に応じて利用者負担があります。（第2子以降は軽減措置あり。）

●保育所等訪問支援事業（障害児通所支援：児童福祉法）

保育所や幼稚園に通所している、発達上、支援の必要がある子どもを対象に、職員が施設を訪問、保育所等訪問支援計画を作成し、集団生活への適応のための専門的な支援の提案や環境整備を行います。

※事業の利用に当たっては障害福祉課が発行する通所受給者証が必要です。

〔住所〕 戸倉3-1-24（児童発達支援センターつくしんぼ内）

〔電話〕 ☎042-325-0070

平日8:30～17:00（祝日、年末年始除く。）

●障害児相談支援事業（障害者総合支援法及び児童福祉法）

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用するための障害児支援利用計画を作成します。

※利用申し込みは、障害福祉課へ。

〔住所〕 戸倉3-1-24（児童発達支援センターつくしんぼ内）

〔電話〕 ☎042-323-7970

平日8:30～17:00（祝日、年末年始除く。）



福祉相談

- 経済的援助・福祉相談など……………障害福祉課

平日 8:30～17:15(祝日、年末年始除く。)

- 福祉相談

＜国分寺市地域活動支援センター＞ ※受付時間などの詳細は、各施設にお問い合わせください。

施設名	設置主体	所在地	電話番号・FAX番号
地域活動支援センター つばさ	社会福祉法人 万葉の里	泉町2-3-8 (障害者センター内)	☎042-321-1136 FAX 042-321-1207
地域活動支援センター 虹	社会福祉法人 けやきの杜	戸倉4-14 (福祉センター内)	☎042-324-7475 FAX 042-324-7476
地域生活支援センター ブラッツ	社会福祉法人 はらからの家福祉会	南町3-4-4	☎042-323-5637 FAX 042-328-3240

3歳から思春期の子どもの行動や心の問題の相談窓口として以下の電話相談窓口があります。

- 都立小児総合医療センターこころの電話相談室

☎042-312-8119

月～金 9:00～12:00(祝日、年末年始除く。)

子どもの学習や就学、行動などの悩みについて

教育相談

臨床心理士などの教育相談員が、子どもの教育の相談に応じます。小学校、中学校入学を前にした就学相談もできます。

- 教育相談室(ひかりプラザ内) ……………☎042-573-4376

☎042-573-4375(電話相談専用)

火～土 10:00～16:30

面談は予約制(祝日、年末年始除く。)

相談申込は市ホームページ(ページ番号:1001512)

から電子申請

トライルームでは、さまざまな理由により登校できない状態にある子どもに対して支援をしています。ひかりプラザ(平日)と本多公民館(火～木)の市内2か所で開室しています。

- 代表連絡先 トライルームひかり(ひかりプラザ内) ……………☎042-573-4379

【相談受付時間】

月～金 12:00～14:30

(祝日、夏季休業の一部期間、

年末年始を除く。)

その他の相談

子どもだけではなく複雑化・複合化した問題の相談

●福祉の総合相談

どこに相談したらよいかわからない相談を受け止め、適切な部署や支援関係機関へおつなぎします。複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の相談については、「重層的支援体制整備事業」により、支援関係機関と連携しながら、問題解決に向けて支援します。

〔住所〕 泉町2-2-18(市役所2階 地域共生推進課内)

〔電話〕 ☎042-328-6820

〔開設日時〕 毎週水曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始除く。)

ひとり親の相談

●母子父子・女性福祉相談 ……………生活福祉課 平日 9:00～12:00、13:00～17:00 面談は予約制(祝日、年末年始除く。)

●東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩……………☎042-506-1182

(立川市曙町2-8-30立川わかぐさビル4階)

Eメール:tama@haat.or.jp

生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・親子交流支援・就業支援・相談・職業紹介
詳細はホームページをご確認ください。

<https://haat.or.jp/>



虐待など緊急性のある相談

●小平児童相談所……………☎042-467-3711 (平日 9:00～17:00 祝日、年末年始除く。)

●児童相談所虐待対応ダイヤル……………☎189(24時間対応)

●小金井警察署……………☎042-381-0110(24時間対応)

死産や突然死などで赤ちゃんを失った時

悲しみを共に和らげてくれる、そんな電話相談があります。

●東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談……………☎03-5320-4388

(金 10:00～16:00祝日、年末年始除く。)

●SIDS家族の会伝言ダイヤル……………☎050-3643-6546

※SIDS:乳幼児突然死症候群



仕事をしながら子育て

妊娠が分かったら

休業中に会社側が体制を整えられるように、いつから産休をとるのかを早めに上司に報告し、健診スケジュールなども伝えておきましょう。

働く妊婦を守るための法律があります。

労働基準法や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」といいます。)では、妊娠や出産、産前産後休業取得を理由とした解雇や、その他の不利益な取り扱いを禁止しています。産前産後の休業は、正社員・パートという雇用形態にかかわらず誰もが取得できる休業です。

●産前休業(労働基準法)

出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合、14週間前)から取得できます。

●産後休業(労働基準法)

出産の翌日から8週間取得できます。産後6週間は、就業することができませんが、その後本人が請求し医師が認めた場合は、就業できます。

●解雇制限(男女雇用機会均等法・労働基準法)

妊娠・出産などを理由とする解雇・減給・その他の不利益な取扱いは禁止されています。産前産後休業中とその後30日間は解雇はできません。

出産後、育児休業をとるには

出産後は休業取得後に継続して働くことを前提に、育児休業や育児時間などを正社員だけでなく契約社員も一定の要件を満たしていれば取得できます。

●育児休業

1歳に満たない子どもを育てる男女労働者は、育児休業を取得できます(分割して2回取得可能)。また、1歳を超えても、保育所に入所できないなど休業が必要と認められる場合は、最長2歳に達する日まで延長できます。

※「産後パパ育休(出生時育児休業)」

育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できます(分割して2回取得可能)。

※「パパ・ママ育休プラス」

両親ともに育休を取得した場合の特例で、休業可能な期間が1歳2か月に達する日に延長されます。育児休業を取得できる期間は、父母それぞれ1年間です。

育児休業給付金

1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した被保険者であること(分割して2回取得可能)など、一定の要件を満たした場合に、事業所を管轄するハローワークへの支給申請により支給されるものです。

原則的な支給金額は、180日目までは育児休業開始前6か月の平均月額賃金の67%、180日経過後は50%、支給期間は子の1歳の誕生日前々日までとなります。

※育児休業給付金は雇用保険から支払われるため、受給に関しては雇用保険加入期間等支給要件があります。詳しくは、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

職場復帰したとき

●育児時間(労働基準法)

1歳に満たない子どもを育てている女性は、1日に2回、それぞれ30分間の育児時間を取得できます。

●育児のための所定外労働の免除(育児・介護休業法)

3歳に満たない子どもを育てている労働者が請求した場合、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはいけなとされています。

●子どもの看護休暇(育児・介護休業法)

小学校就学前の子どもを育てている労働者は、申し出ることにより、子ども1人につき年5日、2人以上の場合は年10日、子どもの看護のために休暇を取ることができます。看護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができます。1日単位で取得するか、時間単位で取得するかは労働者の選択に委ねられています。

●時間外労働・深夜労働の制限(育児・介護休業法)

小学校就学前の子どもを育てている労働者は、申し出ることにより1か月につき24時間、1年間に150時間を超える時間外労働や午後10時～午前5時の深夜労働が免除されます。

●その他、小学校就学前までに利用できる制度(育児・介護休業法)

3歳に満たない子どもを育てている労働者に関して、事業主は、短時間勤務制度を設けなければならないとされています。また、短時間勤務を講じることが困難な場合は、フレックスタイム制、始業時間、終業時間の変更等の措置を講じなければならないとされています。

子育てをしながら再就職

雇用保険の失業給付

失業給付は、仕事をやめた方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付金です。勤務先より「雇用保険被保険者離職票」を受け取り、住所管轄のハローワークに必要書類を持参し、手続きをしてください。出産、育児などですぐに働けない方は、受給期間を延長できる場合があります。給付資格や支給開始時期など給付に当たっては、一定の要件がありますので、詳しくはハローワーク立川へお問い合わせください。

●ハローワーク立川

〔住所〕〒190-8609 立川市緑町4-2立川地方合同庁舎1～3階

〔電話〕☎042-525-8605(雇用保険給付課)

〔開庁時間〕平日8:30～17:15(土・日、祝日、年末年始除く。)

職業相談など

「仕事と子育ての両立」を目指す方などの職業相談、支援を行っています。

●マザーズハローワーク立川

〔住所〕〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都・立川市合同施設4階

〔電話〕☎042-529-7465 〔開庁時間〕平日9:00～17:00(土・日、祝日、年末年始除く。)

●マザーズハローワーク東京

〔住所〕〒150-0031 渋谷区桜丘町1-2 渋谷サクラステージセントラルビル SHIBUYAサイド10階

〔電話〕☎03-5728-8609 〔開庁時間〕平日9:00～17:00(土・日、祝日、年末年始除く。)

労働についての相談

労働問題全般の相談を行っています。

●東京都労働相談情報センター多摩事務所

〔住所〕立川市柴崎町3-9-2 6階

〔電話〕☎042-595-8004(電話相談・来所相談予約)(開庁時間のうち平日のみ)
※来所相談は事前予約制です。

〔開庁時間〕平日9:00～17:00(終了時間)、第1・3土曜日9:00～17:00(終了時間)
※12:00～13:00及び祝日・年末年始は除きます。

子育てマップ

■ 保育園・幼稚園 ■ 民設学童保育所



市内にある保育園・幼稚園、民設学童保育所の場所をご紹介します。





子どもと一緒に出かけませんか。地域には子育てを応援したい人や一緒に子育てをしたいという仲間が大勢います。出かけてみましょう。詳しくはP37～38をご覧ください。

※1泉町親子ひろばは令和7年4月1日より、中部地区拠点親子ひろばとなり、場所がいずみプラザ内に移転します。

